

# 浅井外科デイケアセンター

## 介護予防浅井外科デイケアセンター

### 重要事項説明書

ご利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省第 373 号第 8 条に基づいて当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

#### 1. 事業者概要

事業者の名称	浅井外科デイケアセンター
事業所の所在地	愛知県あま市七宝町沖之島九之坪 44 番地
法人種別	医療法人
代表者名	浅井雅則
電話番号	052-441-8641

#### 2. ご利用施設

施設の名称	浅井外科デイケアセンター
施設の所在地	愛知県あま市七宝町沖之島九之坪 44 番地
施設長名	浅井雅則
電話番号	052-441-8641
F A X 番号	052-441-8609

#### 3. 施設の目的と運営の方針

##### (目的)

日常生活で心身に障害が見られる方を対象に日常生活動作(ADL)を高めるべくリハビリテーションを中心に身体の機能回復と体力の増進をはかり自立した充実ある生活を過ごすことができるようにすることを目的とする。

##### (運営方針)

- (1) 各個人に合ったリハビリテーション計画を作製し身体機能の改善、回復にスタッフ一同一丸となって努力する。
- (2) 利用者 のやる気と自立をうながすよう会話と行動を通してスタッフ全員が呼びかけ、励ましの働きかけをする。
- (3) レクリエーション、食事、趣味の会の時間など利用者 皆様が和気あいあいとした楽しい時間、空間を持つことができるようスタッフ一同努める

#### 4. 職員体制および勤務体制

	常勤	非常勤	勤務体制
医師	1		8:30~17:00
理学療法士	1	6	8:30~17:00
作業療法士	0		8:30~17:00
看護師	1		8:30~17:00
介護職員	7	8	8:30~17:00
事務職員	1		8:30~17:00

#### 5 営業時間

営業日 月 火 水 木 金 (祝祭日を除く)

営業時間 AM 9:00~ PM 5:00

#### 6 利用料

別表に記載

計画と実態が相違した場合原則は計画通り算定いたします。

#### 7 苦情申し立て窓口

ご利用者 ご相談窓口	ご利用時間 ご利用方法 面接場所	平日 9:00~17:00 電話 052-441-8641 浅井外科デイケアセンター
あま市苦情 相談窓口 面接場所	ご利用時間 ご利用方法	平日 9:00~17:00 電話 052-444-3168 あま市民生部民生課介護保険相談窓口
国民健康保険団体 連合会介護保険課	ご利用時間 ご利用方法 面接場所	平日 9:00~17:00 電話 052-971-4165 名古屋市東区泉 1-6-5

#### 8 緊急時の対応方法

併設する浅井外科にて対処する。但し状態によっては二次救急病院に転送することもありうる。

##### 協力医療機関

医療機関の名称 浅井外科  
 院長名 浅井雅則  
 所在地 愛知県あま市七宝町沖之島九之坪 44 番地  
 電話番号 052-441-8002  
 診療科 外科 内科 整形外科 胃腸科 肛門科  
 皮膚泌尿器科 リハビリテーション科

入院設備 無

救急指定 無

## 9 ハラスメントの禁止

職員が性的接触や介護保険制度外のサービス要求といった被害に遭わないよう、利用者およびその家族からのセクシャル・パワー・モラル等全てのハラスメントを禁止いたします。(別紙参照)

## 10 利用時リスク説明

ご本人様ができることはご自分で行って頂くことで、能力を活かした活動を提供していきます。その際、事故等の不測の事態が起こらないように安全には十分配慮いたしますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、転倒、転落等による骨折・外傷等の恐れや、加齢や認知症による、誤嚥・誤飲・窒息等危険性が伴う事を十分にご理解下さい。(別紙参照)

## 11 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

降雪等の急な気象状況の悪化等によりやむを得ず計画時間より短縮する場合があります。実際の提供時間が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定させていただきます。(令和6年6月より)

## 12 感染症対策

- ①事業所に感染症対策に関する担当者と感染対策委員会を設置し、感染症対策に関する取り組みを行います。
- ②指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 13 業務継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

## 14 高齢者の虐待防止

- ①事業所に高齢者虐待防止に関する担当者と高齢者虐待防止委員会を設置し、利用者の人権の擁護・虐待防止等に関する取り組みを行います。
- ②介護事業所または擁護者(利用者家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村にこれを通報します。

契約の概要

当デイケアセンターと浅井外科は双方その施設の役割と機能を十分に理解し協力し合う。

年 月 日

(乙)当事業所の職員(職名 氏名 )は  
甲1に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり 甲1 甲2 に対してサービス内容説明書および重要事項説明書に基づいてサービス内容および重要事項を説明しました。

(乙) 愛知県あま市七宝町沖之島九之坪 44 番地  
浅井外科デイケアセンター

説明者 所属

氏名

(甲) 私はサービス内容説明書および重要事項説明書に基づいて乙からサービス内容および重要事項の説明を受けました。

(甲) 利用者または家族 住所

氏名

(重要事項説明書9条補足)

## ハラスメントの禁止について

厚生労働省よりハラスメント対策の実施に関し、当施設における方針は以下のとおりです。

利用者・家族との信頼関係のもとに、安心安全な環境でサービスを提供し、円滑にご利用いただけるよう以下の点についてご協力ください。

### 身体的暴力の禁止

**【身体的な力を使って危害を及ぼす行為】**

- ものを投げつける。手を払いのける。
- 怒鳴る。奇声・大声を発する。

### セクシャルハラスメントの禁止

**【意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為】**

- スタッフの体を触る。抱きしめる。
- あからさまに性的な話をする。

### 精神的暴力の禁止

**【個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為】**

- 介護サービス中わざと危険行為を行う。
- 家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする。
- 威圧的な態度で文句を言い続ける。

職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。

信頼関係を築き、より質の良い施設を目指していきたいと考えております。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(重要事項説明書 10 条補足)

日本老年医学会

## 「介護施設内での転倒に関する 4 つのステートメント」

<ステートメント 1>

### 【転倒すべてが過失による事故ではない】

転倒リスクが高い利用者については、転倒予防策を実施していても、一定の確率で転倒が発生する。転倒の結果として骨折や外傷が生じたとしても、必ずしも医療・介護現場の過失による事故と位置付けられない。

<ステートメント 2>

### 【ケアやリハビリテーションは原則として継続する】

利用者の生活機能を維持・改善するためのケアやリハビリテーションは、それに伴って活動性が高まることで転倒リスクを高める可能性もある。しかし、多くの場合は生活機能維持・改善によって生活の質の維持・向上が期待されることから原則として継続する必要がある。

<ステートメント 3>

### 【転倒についてあらかじめ入所者・家族の理解を得る】

転倒は老年症候群の一つであるということを、あらかじめ施設の職員と入所者やその家族などの関係者の間で共有することが望ましい。

<ステートメント 4>

### 【転倒予防策と発生時対策を講じ、その定期的な見直しを図る】

施設は、転倒予防策に加えて転倒発生時の適切な対応手順を整備し職員に周知するとともに、利用者やその家族などの関係者にあらかじめ説明するべきである。また、現段階で介護施設において推奨される対策として標準的なものはないが、科学的エビデンスや技術は進歩を続けており、施設における対策や手順を定期的に見直し、転倒防止に努める必要がある。